

12. その他

- (1) 後援会会則
- (2) 白鳥寮保護者会会則
- (3) 宇部しらとり会（同窓会）会則
- (4) 建物配置図・学内平面図
- (5) 教員研究室所在地一覧表

(1) 後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、宇部工業高等専門学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長が指定する場所に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、宇部工業高等専門学校における教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学修の援助
- (2) 課外教育活動の援助
- (3) 就職の援助
- (4) 学生の福利厚生への援助
- (5) 正会員の弔慰
- (6) 教育研究の奨励のための寄附
- (7) その他運営上必要と認められること。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 宇部工業高等専門学校に在学する学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会を希望し、役員会の承認を得た者
(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1名
副会長 1名
理 事 30名以内（うち常任理事若干名）
監 事 2名

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を処理する。
- (4) 常任理事は、日常案件を処理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了となっても、後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第9条 役員の仕事は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、役員会の推薦によって選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 理事及び監事は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回学年始めに開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

第12条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の委嘱
- (5) その他会長が必要と認める事項

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 会則の改廃
- (3) 会長及び副会長の選出
- (4) その他重要な事項

第14条 総会は、正会員の過半数（委任状を含む。）をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(経費及び会費)

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって、これにあてる。

第16条 正会員の入会金は、10,000円とし、入会の際に納付する。

第17条 正会員の会費は、在学生1人につき年額17,000円とし、4月に納付する。ただし、4月及び10月の2回に分けて納付することができる。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和45年4月11日から施行する。

(省略)

附 則

この会則は、平成14年4月9日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(2) 白鳥寮保護者会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、宇部工業高等専門学校白鳥寮保護者会（以下「本会」という。）と称し、事務所を宇部工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、宇部工業高等専門学校白鳥寮（以下「白鳥寮」という。）の寮生が豊かな学校生活を送るために必要な生活環境等の維持保全及び生活指導について学校に協力するとともに、寮生の健全な成長に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 寮費に関すること
- (2) 寮生の生活について学校に協力する事業
- (3) 寮生の教育について学校に協力する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、白鳥寮に入寮した寮生の保護者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、役員会の推薦によって選出し、総会の承認をうける。
- (2) 理事及び監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の役員に欠員が生じた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了となっても、後任者が決定するまでは、その仕事を執行しなければならない。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は、会員の過半数（委任状を含む。）をもって成立し、その過半数をもって議決する。

第10条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の委嘱
- (5) その他会長が必要と認める事項

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 会則の改廃
- (3) 会長及び副会長の選出
- (4) その他重要な事項

(総会)

第12条 総会は、全ての会員をもって構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、会則の改正、予算及び決算並びに役員選出等の重要事項について審議・決定する。

3 緊急を要する場合など総会を開くことができないと会長が判断したときは、役員会をもって総会にかえることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、第5条各号に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、総会に提出する議案及び本会の運営に係る具体案を審議・決定し、実施する。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会員が納める寮費、寄付金及び雑収入をもって支弁する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第16条 本会の事務は、学生課寮務係に委嘱する。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な細目は、役員会が定める。

附 則

この会則は、平成23年12月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

(3) 宇部しらとり会（同窓会）会則

第1章 総則

第1条 本会は、宇部しらとり会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、事務局を会長が指定する場所に置く。また、支部を置くことが出来る。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、宇部工業高等専門学校（以下「母校」という。）や産業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流親睦を深める事業
- (2) 会報の発行
- (3) 母校を支援する事業
- (4) 本会ウェブサイトの運営、電子メール等の情報交換事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員とする。

2 正会員は、宇部工業短期大学卒業生、宇部工業高等専門学校本科卒業生、宇部工業高等専門学校専攻科修了生及び同校に在学した者で理事会の承認を受けた者とする。

3 準会員は、宇部工業高等専門学校本科及び専攻科在学生とする。

4 特別会員は、次の通りとする。

- (1) 宇部工業高等専門学校の現教職員
- (2) 宇部工業短期大学の旧教職員及び宇部工業高等専門学校の旧教職員であった者のうち会長から推薦され、理事会の承認を受けた者

5 名誉会員は、本会又は母校に対して特に功績のあった者で、会長から推薦され、理事会の承認を受けた者とする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 7名以内
- (4) 監事 2名

理事のうち若干名を常任理事とする。

第7条 会長及び副会長は理事会で推薦するとともに承認を得るものとする。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるとき、または欠けた時は、あらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。

第8条 常任理事は、理事の互選による。

2 常任理事は、本会の会務の運営を管理する。

第9条 理事は、役員または会員から推薦され、理事会で承認を得るものとする。

2 理事は、会務の運営実務にあたる。

第10条 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 監事は、会計及び会務の執行を監査する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第11条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本会上記役員他、理事会承認を得て特別顧問(1名)と顧問(若干名)を置くことができる。

2 特別顧問は、母校校長もしくは母校教員の適任者とし、会長が委嘱する。

3 顧問は、正会員の中から会長が委嘱する。

4 特別顧問と顧問は、会務執行に関して、会長及びその他の役員求めに応じ必要な助言を行う。

第5章 会議

第13条 総会は、会長が招集し、正会員を構成員として年1回開くことができ、重要事項を報告する。

第14条 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第15条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事によって構成される。

2 会長は、必要に応じて、監事、特別顧問、顧問、及び正会員を理事会に出席させることができる。

第16条 会長は、年1回理事会を召集し、必要に応じて、臨時理事会を召集する。

第17条 理事会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 総会に報告すべき事項に関する事
- (2) 会長・副会長の選出
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 財産管理及び処分に関する事項
- (6) 会則の改廃
- (7) その他必要な事項

第18条 理事会は、会構成員現在数の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

第19条 理事会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決し、可不同数の時は、議長が決するところによる。ただし、当該議事について委任状を提出した者は出席者とみなす。

第6章 会計

第20条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第21条 本会の通常経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

第22条 正会員の会費は、終身会費10,000円とし原則として準会員中に納めるものとする。

第23条 寄附金は、理事会承認を経たる後に受領する。

第24条 寄附金で、その用途について寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第7章 設立年月日

本会の設立年月日は昭和38年4月1日とする。

第8章 雑則

この会則は、理事会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

附則

この会則は2014年（平成26年）3月1日より施行する。：大幅改正

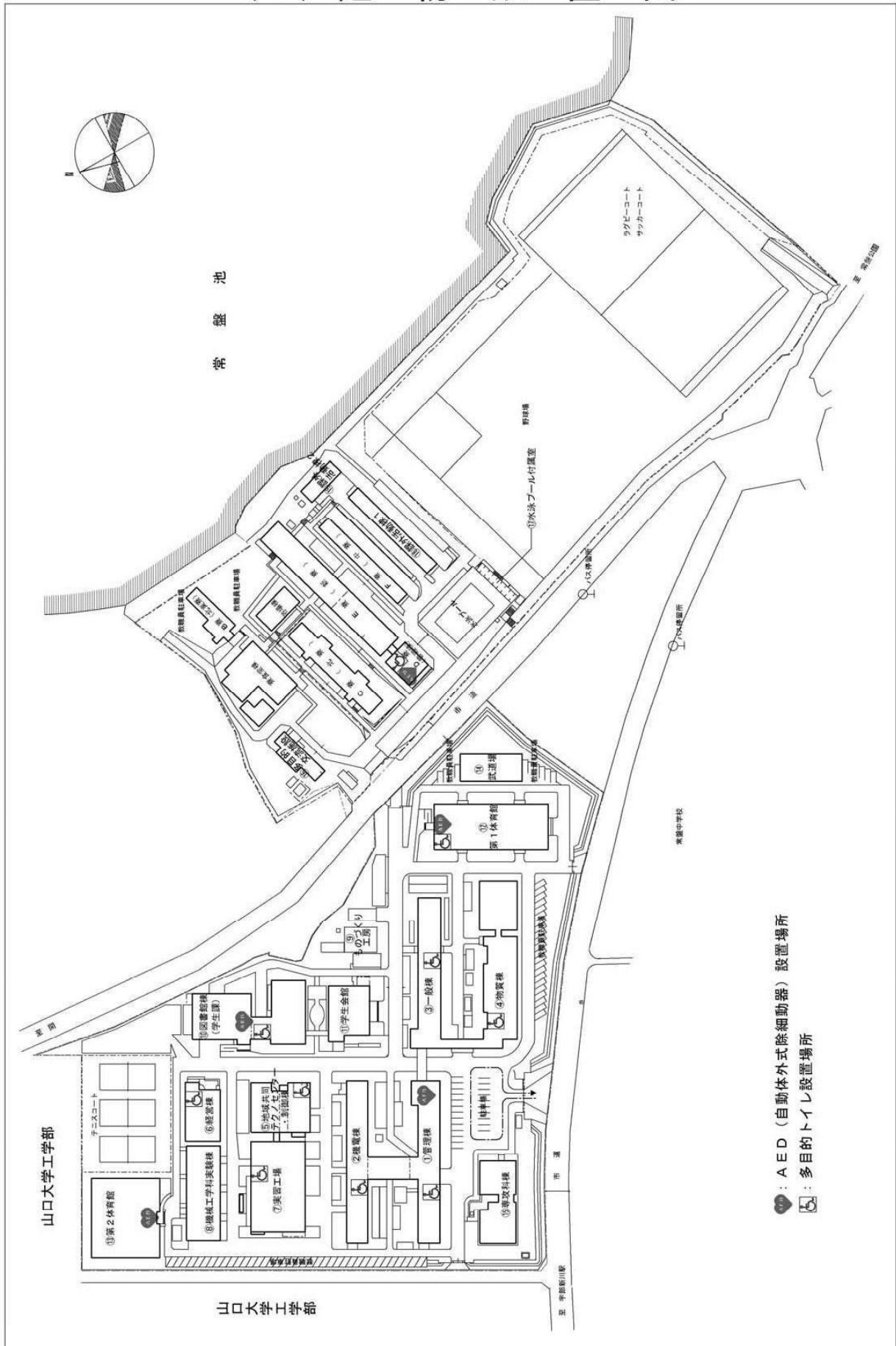
附則

この会則は2017年（平成29年）3月1日より施行する。：第1章第2条改正

附則

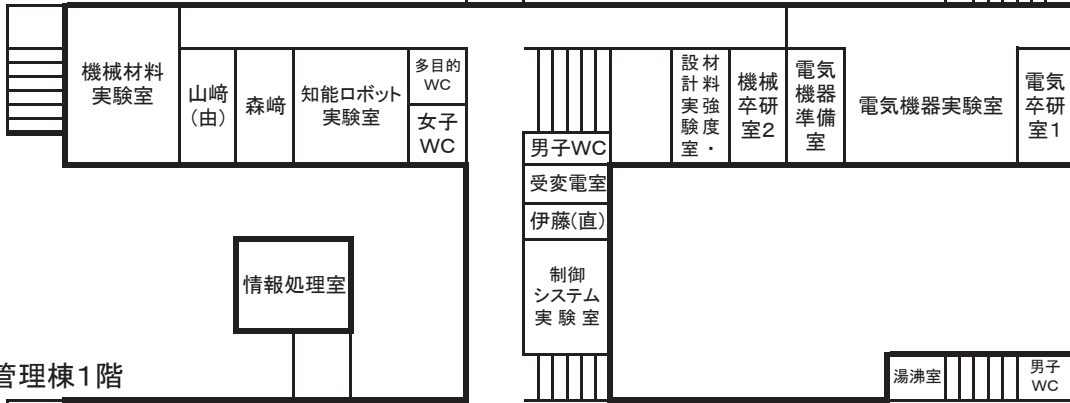
この会則は2017年（平成29年）7月23日より施行する。：本会名称他、大幅改正

(4) 建物配置図

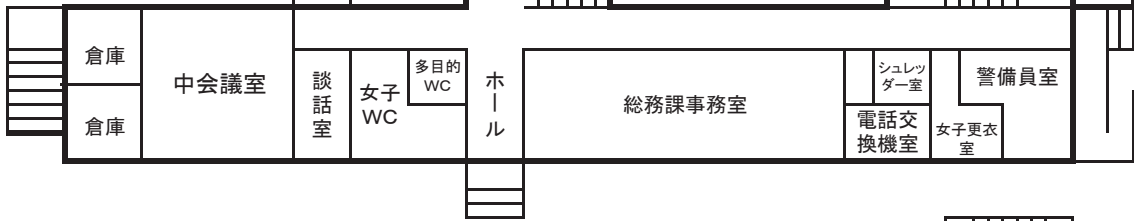


学内平面図

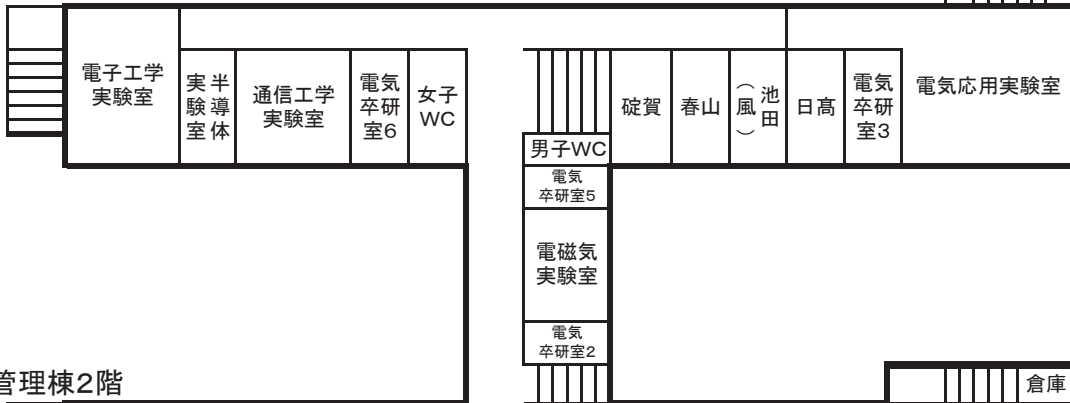
②機電棟1階



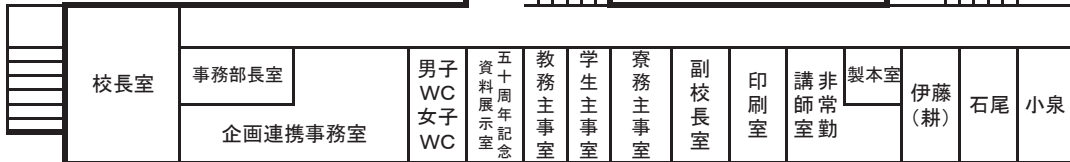
①管理棟1階



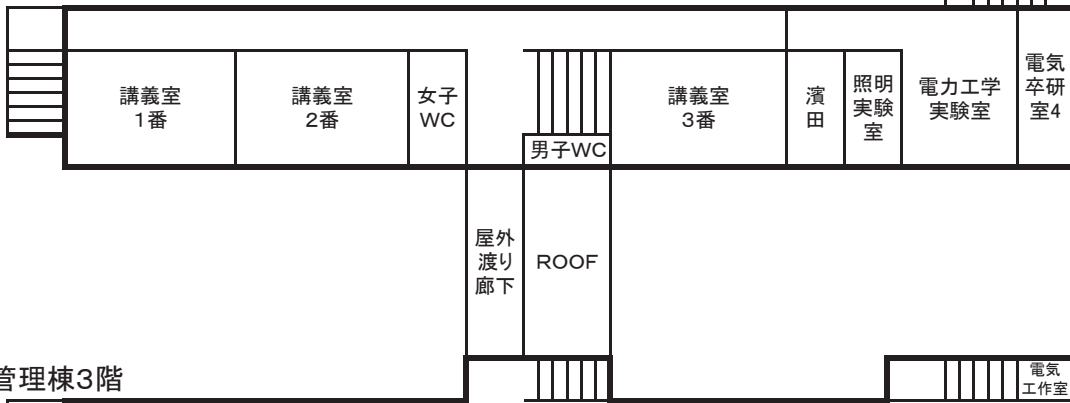
②機電棟2階



①管理棟2階



②機電棟3階



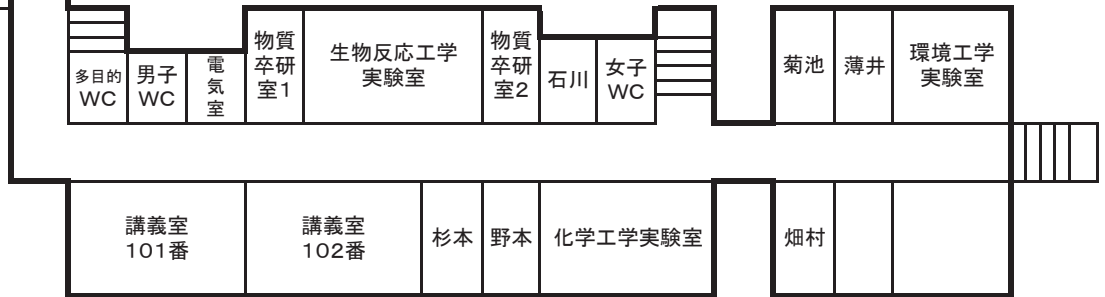
①管理棟3階



③一般棟1階



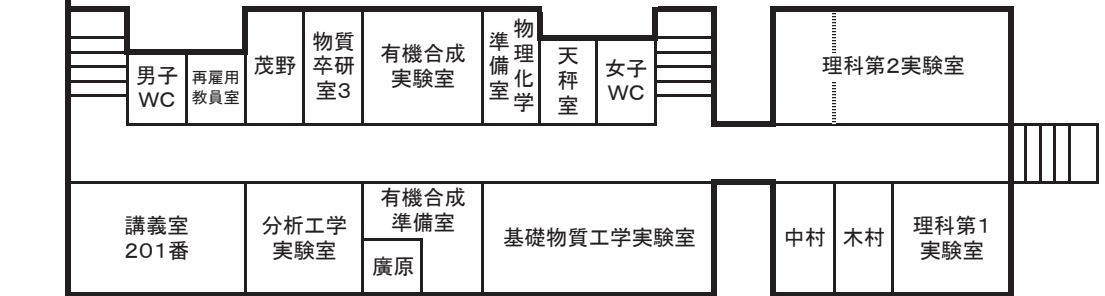
④物質棟1階



③一般棟2階



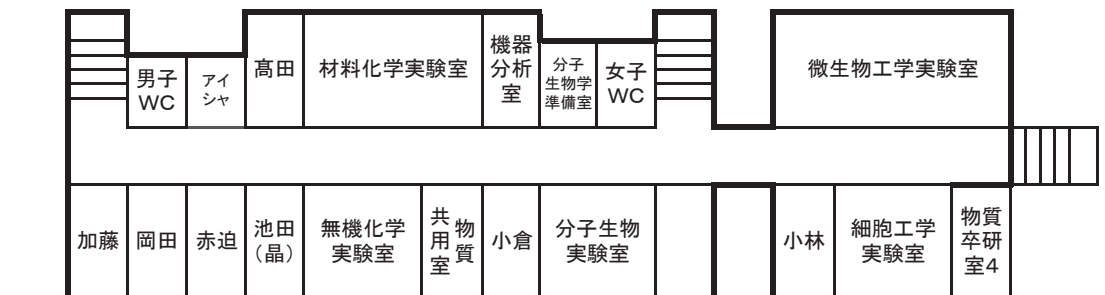
④物質棟2階



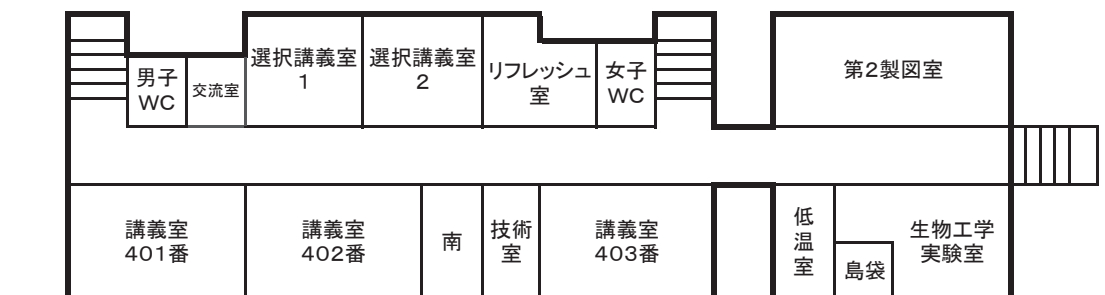
③一般棟3階



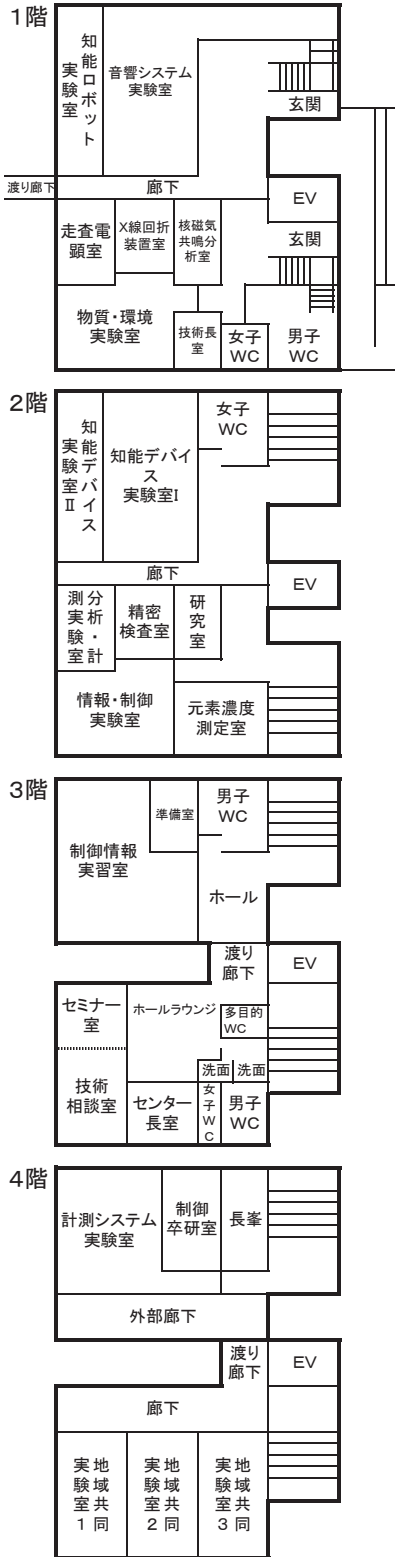
④物質棟3階



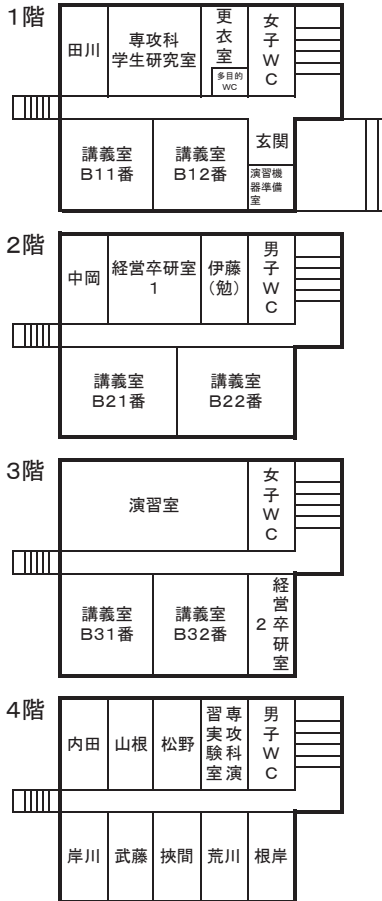
④物質棟4階



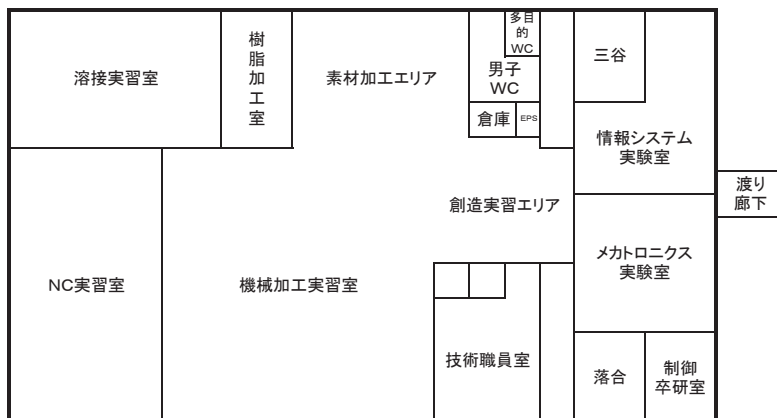
⑤地域共同テクノセンター・制御棟



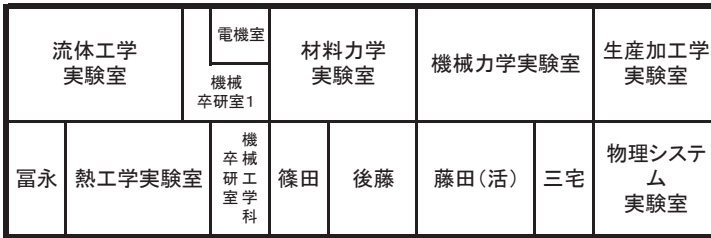
⑥経営棟



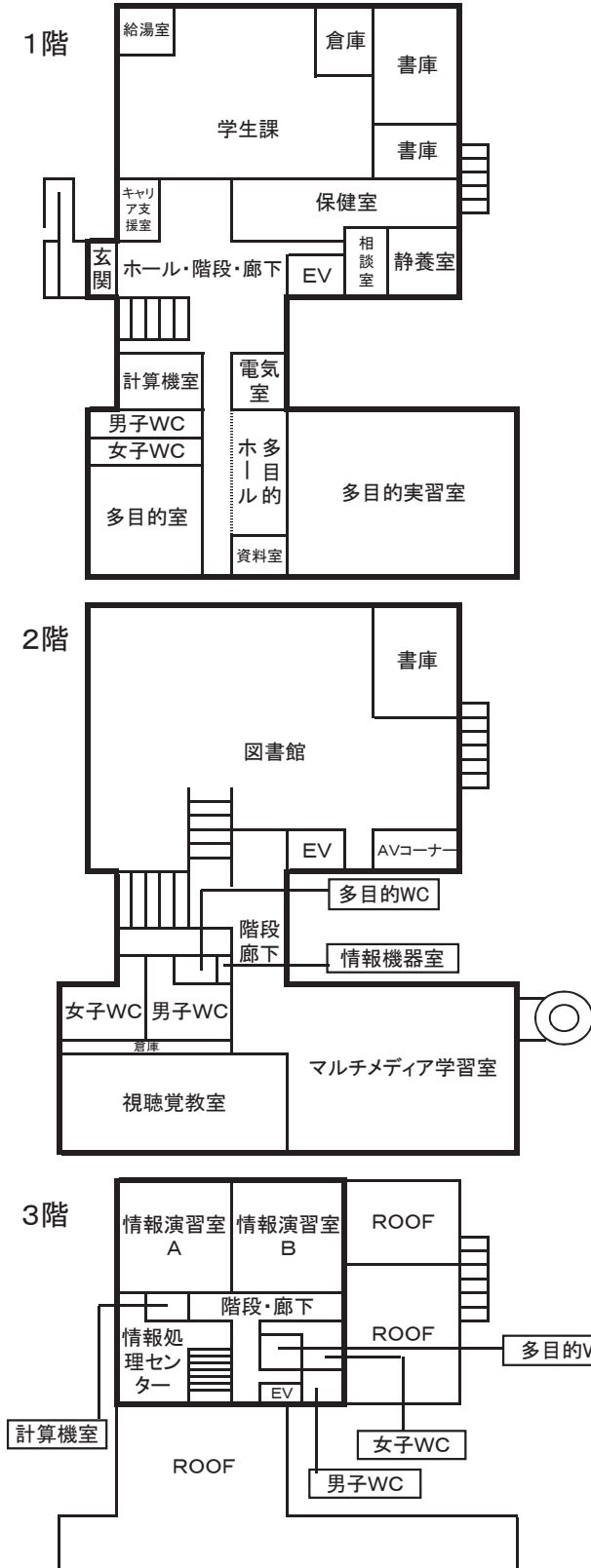
⑦実習工場



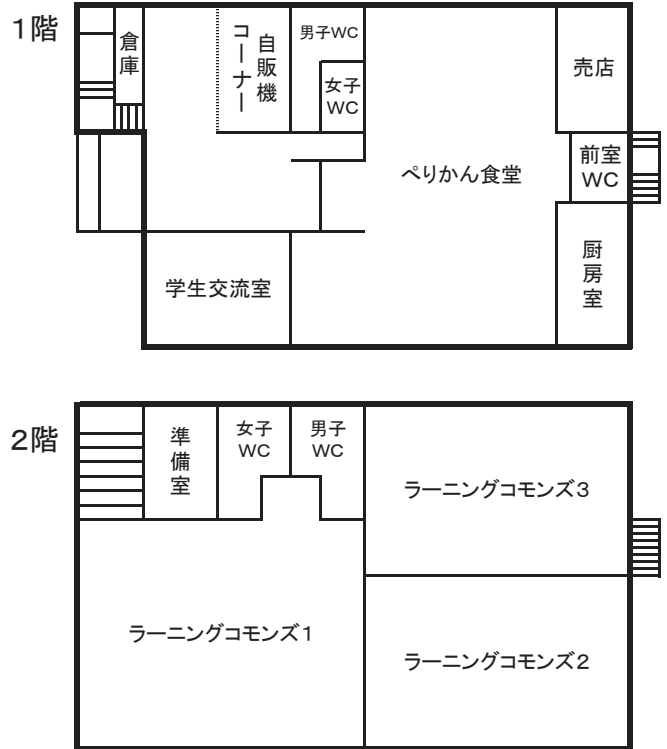
⑧機械工学科実験棟



⑩図書館棟



⑪学生会館・売店・食堂



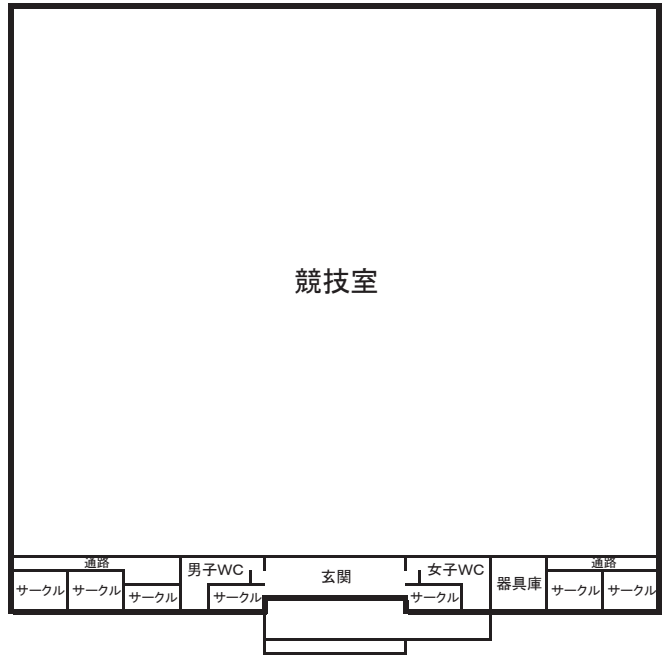
⑨ものづくり工房



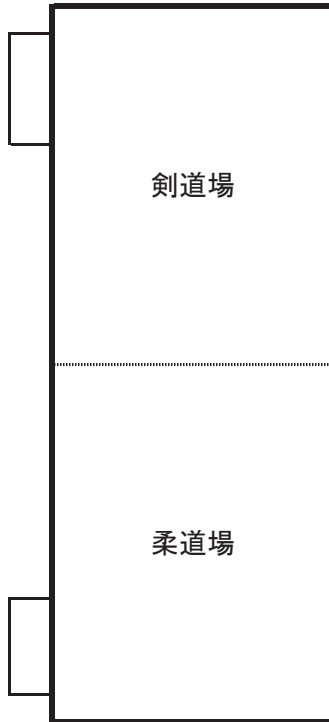
⑫第1体育館



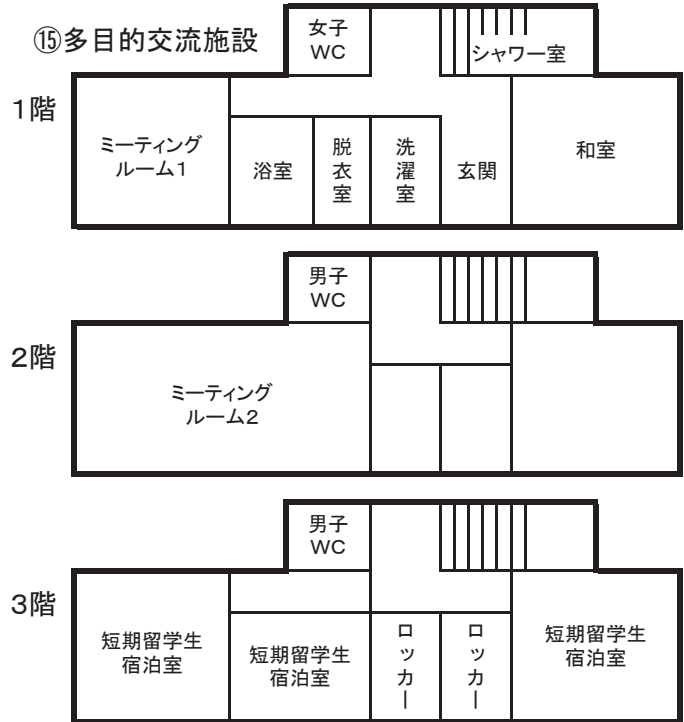
⑬第2体育館



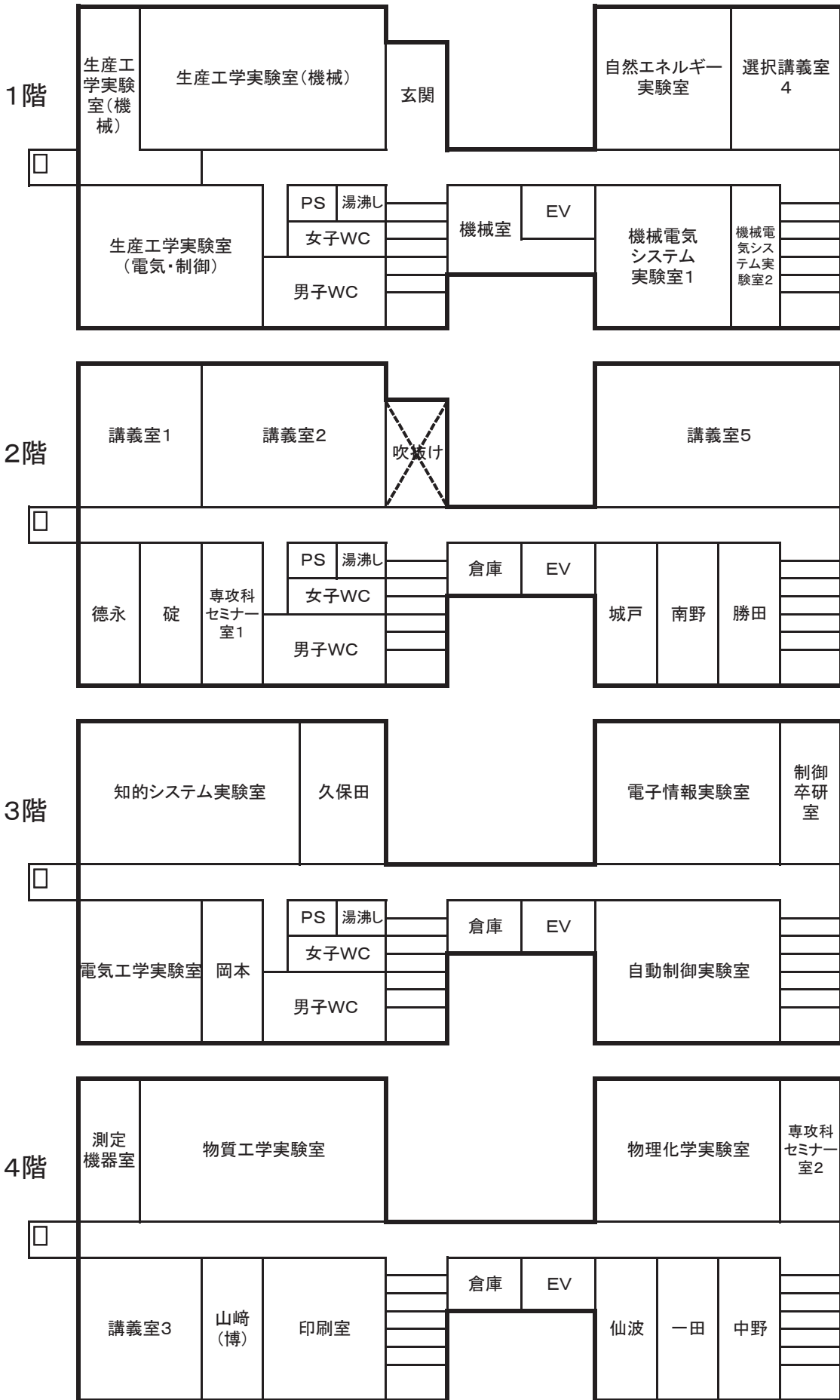
⑭武道場



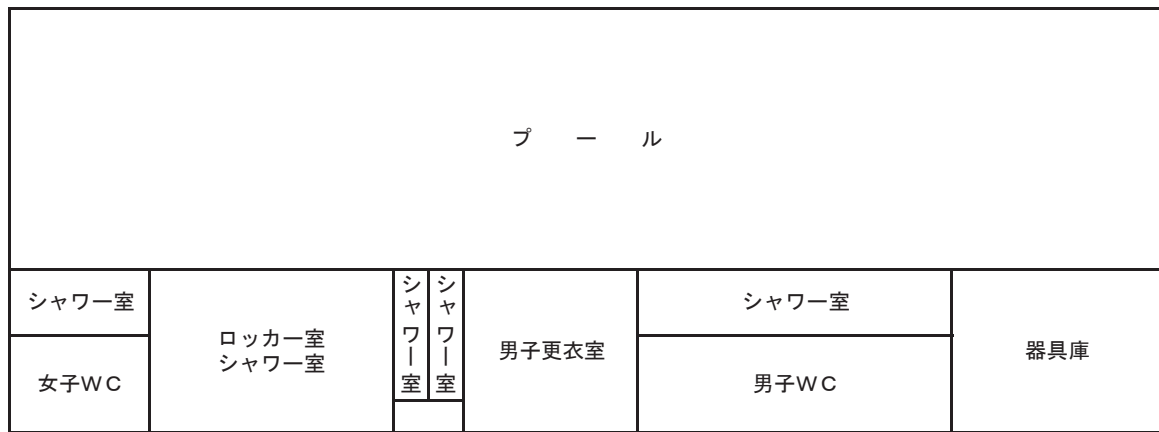
⑮多目的交流施設



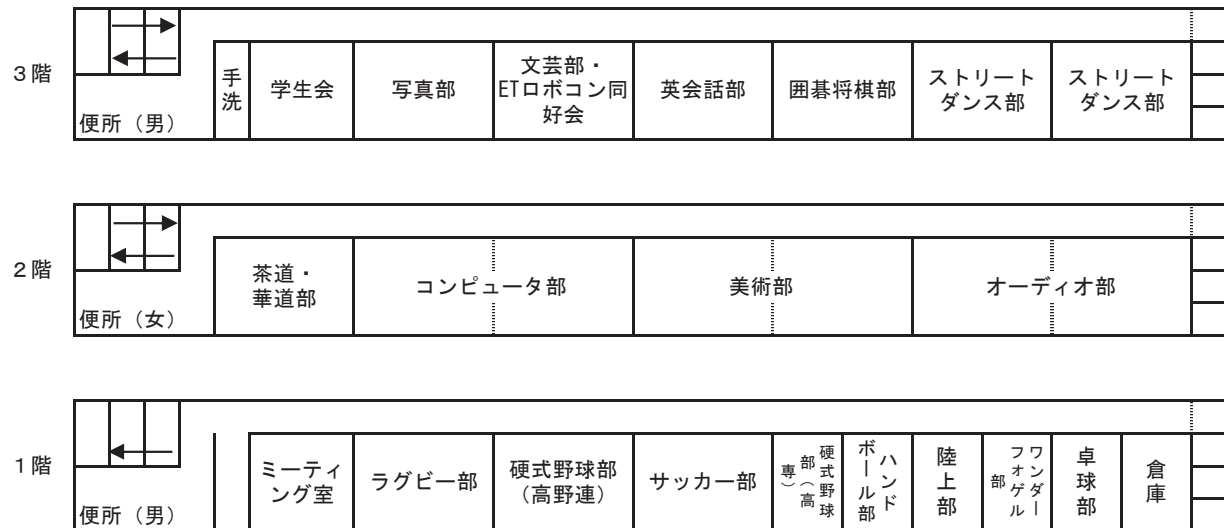
⑩専攻科棟



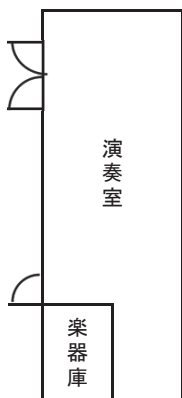
⑰水泳プール附属室



⑱課外活動棟 1



⑲課外活動棟 2



(5) 令和2年度 教員研究室所在地一覧表

所属学科	氏名	研究室所在地	所属学科	氏名	研究室所在地
一般科	赤迫 照子	物質棟3階	電気	碓 智徳	専攻科棟2階
	浅原 京子	一般棟3階		碓賀 厚	機電棟2階
	池田 晶	物質棟3階		池田 風花	機電棟2階
	石尾 潤	管理棟2階		岡本 昌幸	専攻科棟3階
	石川 源一	物質棟1階		仙波 伸也	専攻科棟4階
	伊藤 耕作	管理棟2階		成島 和男	管理棟3階
	岩元 修一	管理棟3階		濱田 俊之	機電棟3階
	岡田 美鈴	物質棟3階		春山 和男	機電棟2階
	小川 泰治	管理棟3階		日高 良和	機電棟2階
	薄井 信治	物質棟1階		三澤 秀明	管理棟3階
	加藤 裕基	物質棟3階	制御	伊藤 直樹	管理棟1階
	菊池 達也	物質棟1階		内堀 晃彦	管理棟3階
	城戸 秀樹	専攻科棟2階		江原 史朗	管理棟3階
	木村 大自	物質棟2階		落合 積	実習工場
	小泉 卓也	管理棟2階		勝田 祐司	専攻科棟2階
	白土 智彬	一般棟2階		久保田良輔	専攻科棟3階
	中村 成芳	物質棟2階		田辺 誠	管理棟3階
	畑村 学	物質棟1階		長峯 祐子	制御棟4階
	服部 勝己	管理棟3階		松坂 建治	管理棟3階
	濱本千恵子	管理棟3階		三谷 芳弘	実習工場
三浦 敬	一般棟1階	三宅 常時	機械工学実験棟		
道本 祐子	一般棟3階	物質	小倉 薫	物質棟3階	
南 優次	物質棟4階		小林和香子	物質棟3階	
渡邊 悠太	一般棟3階		茂野 交市	物質棟2階	
機械	一田 啓介		専攻科棟4階	島袋 勝弥	物質棟4階
	後藤 実		機械工学実験棟	杉本 憲司	物質棟1階
	篠田 豊		機械工学実験棟	高田 陽一	物質棟3階
	徳永 敦士		専攻科棟2階	中野 陽一	専攻科棟4階
	富永 彰		機械工学実験棟	野本 直樹	物質棟1階
	南野 郁夫		専攻科棟2階	廣原 志保	物質棟2階
	藤田 活秀		機械工学実験棟	山崎 博人	専攻科棟4階
	森崎 哲也	機電棟1階	経営	荒川 正幹	経営棟4階
山崎 由勝	機電棟1階	伊藤 勉		経営棟2階	
		内田 保雄		経営棟4階	
		岸川 善紀		経営棟4階	
		田川 晋也		経営棟1階	
		中岡 伊織		経営棟2階	
		根岸可奈子		経営棟4階	
		挾間 雅義		経営棟4階	
		松野 成悟		経営棟4階	
		武藤 義彦		経営棟4階	
		山根 陽一	経営棟4階		